

輸出統計品目表及び輸入統計品目表第 1902.19 号「スパゲッティ及びマカロニ」とは、国内分類例規第 1902.19 号「1. スパゲッティ及びマカロニ」に該当するものをいう。

1. スパゲッティ

✚ 貨物概要

デュラム小麦のセモリナに水を加え、直径 1.75mm の棒状に押出成形し、乾燥したスパゲッティ

製法：デュラム小麦のセモリナに水を加えて混練→押出成形→乾燥→冷却→カット→包装

性状：直径 1.75mm、長さ 25cm の棒状

原料：デュラム小麦のセモリナ、水

包装：1 kg／プラスチック袋

✚ 分類

輸入：関税率表第 1902.19 号－2（輸入統計品目番号 1902.19-093）

輸出：輸出統計品目番号 1902.19-410

✚ 分類理由

本品は、原料及び性状から、輸入統計品目表 1902.19-093 及び輸出統計品目表 1902.19-410 に規定される「スパゲッティ」であることから、上記のとおり分類されます。

✚ 「スパゲッティ」に該当する他の事例

- デュラム小麦のセモリナに水を加え、これに食物繊維、チーズパウダー、脱脂粉乳、パーム油及び乾燥マッシュルームを加えて練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、乾燥したもので、直径が 1.5mm の棒状のもの（ただし、加えた食物繊維、チーズパウダー、脱脂粉乳、パーム油及び乾燥マッシュルームの総重量がデュラム小麦のセモリナの重量を超えないもの。）
- スペルト小麦のファリナに水を加え、これにひよこ豆粉及びいか墨を加えて練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、乾燥したもので、長さ 25 cm、直径 2mm のらせん状のもの（ただし、加えたひよこ豆粉及びいか墨の総重量がスペルト小麦のファリナの重量を超えないもの。）
- ハード・レッド・ウィンター小麦の普通小麦粉に水を加え、これにポテトフレーク、とうもろこしでん粉及び緑茶粉を加えて練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、乾燥したもので、高さ 1.5mm 及び幅 5mm の帯状のもの（ただし、加えたポテトフレーク、とうもろこしでん粉及び緑茶粉の総重量がハード・レッド・ウィンター小麦の普通小麦粉の重量を超えないもの。）

2. マカロニ

✚ 貨物概要

デュラム小麦のセモリナに水を加え、直径2cmで長さが5cmのらせん状に押出成形し、乾燥したパスタ

製法：デュラム小麦のセモリナに水を加えて混練→押出成形→乾燥→冷却→包装

性状：直径約2cm×長さ5cmのらせん状

原料：デュラム小麦のセモリナ、水

✚ 分類

輸入：関税率表第1902.19号-2（輸入統計品目番号1902.19-094）

輸出：輸出統計品目番号1902.19-410

✚ 分類理由

本品は、原料及び性状から、輸入統計品目表1902.19-094及び輸出統計品目表1902.19-410に規定される「マカロニ」であることから、上記のとおり分類されます。

✚ 「マカロニ」に該当する他の事例

- デュラム小麦のセモリナに水を加え、これに乾燥とうがらしを加えて練り合わせ、マカロニ類成形機で高圧で押し出し、貝殻状に成形した後、乾燥させたもので、縦2cm、横2.5cmのもの
- ウェスタン・レッド・スプリング小麦の普通小麦粉に水を加え、これにばれいしょでん粉、とうもろこしでん粉及び米でん粉を混合して練り合わせ、マカロニ類成形機で高圧で押し出し、円盤状に成形した後、乾燥させたもので、直径約2cmのもの
- スタンダード・ホワイト小麦のファリナに水を加え、キヌア及び塩を混合して練り合わせ、マカロニ類成形機で高圧で押し出し、らせん状に成形後、乾燥させたもので、太さが3mmのもの

✚ 関税率表第1902.19号-2のスパゲッティ（統計番号1902.19-093）及びマカロニ（統計番号1902.19-094）の分類のポイント

関税率表第1902.19号-2のスパゲッティ（統計番号1902.19-093）及びマカロニ（統計番号1902.19-094）の分類は、国内分類例規第1902.19号「1. スパゲッティ及びマカロニ」に記載のとおり、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）における「スパゲッティ」及び「マカロニ」（※）に基づいており、当該基準においては、原料及び製造方法等が記載されております。なお、卵を含有するものは関税率表第1902.11号に該当します。

※ マカロニ類（デュラム小麦のセモリナ若しくは普通小麦粉又は強力小麦等のファリナ若しくは普通小麦粉に水を加え、これに卵、野菜等を加え又は加えないで練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、及び熟成乾燥したものをいう。）

「スパゲッティ」：上記マカロニ類のうち、1.2mm以上の太さの棒状又は2.5mm未満の太さの管状に成形したもの

「マカロニ」：上記マカロニ類のうち、2.5mm以上の太さの管状又はその他の形状（棒状又は帯状のものを除く。）に成形したもの



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）